

平成24年度 北海道サッカーリーグ 第10回 道東ブロックリーグ 開催要項

- 1 主 旨 本大会は、各地区社会人サッカーリーグの代表チームが更に高いレベルと、幅広い活動を目指し、社会人サッカーの発展に寄与することを目的として実施する。
- 2 名 称 平成24年度 北海道サッカーリーグ 第10回 道東ブロックリーグ
- 3 主 催 (財)北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 (社)十勝地区サッカー協会 釧路地区サッカー協会 網走地区サッカー協会 根室地区サッカー協会
十勝社会人サッカー連盟 釧路社会人サッカー連盟 網走社会人サッカー連盟
- 5 開催期間 平成24年5月13日(日)～9月16日(日)
- 6 会 場 十勝地区(幕別運動公園陸上競技場・幕別町札内川サッカー場)
釧路地区(鶴居村多目的運動広場)
網走地区(北見モイワスポーツワールド)
根室地区(別海陸上競技場・根室市総合運動公園サッカー場)
- 7 参加資格
(公財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第一種チームであって、次の条件を満たすチームに限る。
 - (1) 本年度、上記の参加登録手続きを完了し、参加料納入済みのものであること。
 - (2) クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームと二重に登録されていないこと。
 - (3) 高校在学中の生徒は参加できない。但し、(公財)日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
 - (4) 外国籍選手の登録は、1チーム3名以内とする。
 - (5) 北海道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。
- 8 リーグ編成
下記のとおり6チーム編成とする。
 - (1) 前年度北海道サッカーリーグ道東ブロックリーグ成績上位2チーム。
 - (2) 前年度北海道サッカーリーグ道東ブロックリーグ各入替戦を行ったチームの勝者4チーム。
- 9 競技規則
 - (1) 本年度、(公財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 - (2) 試合出場する選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙と共に本部に提出する事未提出の選手は、その試合に出場することはできない。
- 10 競技方法
 - (1) 6チームによる2回戦総当たりとする。
 - (2) 競技時間は90分とし延長、PKはなし。
 - (3) 選手交代はエントリー7名中4名までとする。
 - (4) ベンチに入ることのできる数 13名(交代要員7名、役員6名)
- 11 参加料
1チーム 160,000円

12 選手エントリー

- (1) 第7項の「参加資格」を有したチームの選手をいう。
- (2) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する各地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場を認められる。

13 ユニフォーム

大会実施年度の(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定による。但し、以下の項目については特に本大会用として規定を定める。

- (1) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常時携行すること。背・胸の番号は正・副同一とする。
- (2) シーズン中の背番号の変更はできない。

14 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
- (2) リーグ日程は、主管責任地区が参加各地区と協議の上決定する。
- (3) 試合開始時間、順序は主管責任地区が決定する。

15 順位の決定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点 (勝ち3点・分け1点・負け0点)
- (2) 全試合のゴールデファレンス (得失点差 総得点－総失点)
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績 1 勝点 2 得失点 3 総得点数
- (5) 以上により確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において順位決定方法を決定する。

16 入 替

- (1) 当該年度各ブロックリーグ優勝チームは、全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- (2) 各地区最低1チーム参加させる。計4チーム。残りの2チームは実力によって参入させる
- (3) 十勝地区以外で、3位以下となった地区の、入替戦は各地区同士の対戦を基本とする。
- (4) 道東ブロックリーグ1位チームは、北海道リーグへ昇格できない場合は、来期、道東ブロックリーグの残留とする。
 - 1) 十勝地区は別途条件を設定する。
 - 2) 北海道リーグへ昇格した場合は、当該地区リーグ1位チームを自動昇格させる
 - 3) 北海道リーグに昇格した、当該地区リーグ2位チームは、他地区との昇格参入戦に出場させる。
 - 4) 北海道リーグに昇格出来なかった場合は、当該地区リーグ1位チームを、他地区との昇格参入戦に出場させる。
 - 5) 昇格参入戦の要項は別途決定するが、決定は、道東ブロック日程終了、又は全道ブロック決勝大会終了後とする。
- (5) 道東ブロックリーグ2位チームは、下記の条件にて、来期残留させる。
 - 1) 十勝地区は別途条件を設定する。
 - 2) 2位チームの、当該地区リーグ1位チームを、他地区との昇格参入戦に出場させる。
- (6) 十勝地区は、北海道リーグの昇降格と密接に関連してくるため、最低条件だけを提示し詳細については北海道リーグ・道東ブロック・北海道ブロックリーグ決勝大会の結果順位決定後に、決定する。
 - 1) 6位となった場合は、地区リーグに自動降格させる。
 - 2) 参加3チーム中、下位2チームの、地区リーグへ自動降格が有得る。
 - 3) ブロック1位・2位となっても、残留決定とはならず、地区リーグ1位チームとの入替戦、又は、他地区との昇格参入戦に出場させる場合があります。
 - 4) 十勝地区のチームが、北海道リーグへ昇格した場合でも、十勝地区での2位チームが、自動で来期残留とはならない場合があります。
 - 5) 十勝地区のチームが、北海道リーグへ昇格した場合でも、地区リーグ1位チームが自動昇格できない場合があります。

- 6) 十勝地区リーグ1位チームは、地区同士の入替戦或いは、他地区との参入決定戦に出場させる。
- (7) 昇格参入戦は、参加チーム数によっては、トーナメント戦で実施する場合があります。
- (8) 想定できることを、全部の条件として示すことが出来ないため、上記に当てはめて考えられない場合があります。その場合、上記条件が履行できないこともあります。その場合は、4地区での協議が必要と思われませんが、提起条件を、運営委員長が提起した上での協議とさせていただきます。また、最終決定は運営委員長に委ねます。
- (9) 事情により、チームの除籍または脱退が発生しチーム数が定数に満たないことになった場合は、前年度道東ブロックリーグの成績及び道東ブロックリーグ入替戦の成績により、上位の順に道東ブロックリーグ運営委員会において決定する。

17 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) ホームチームは、試合開催1週間程度前までに主管地区協会及び社会人連盟へ審判員の派遣を依頼すること。
- (3) 審判資格は、2級以上とする。ただし、副審及び第4の審判は地区協会に於いて特に推薦している3級審判員が担当することを認める。
- (4) 各審判員への報酬は別に定める。

18 競技記録及び公式記録員

- (1) 本大会の競技記録は別に定める運営当番チームが行う。
- (2) 競技記録は(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を含む2名以上で行う。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始40分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 競技終了後、主審・両チーム監督及びマッチコミッショナーに記録内容を確認の上、署名を求めること。
- (5) 完成した公式記録用紙は会場の運営責任者に提出し、以後、記録内容に関する異議・訂正は受理しない

19 会場運営

- (1) 会場準備、後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行う事
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備、後片付け及び試合運営に関する事項について事前に主管地区サッカー協会及び主管地区サッカー連盟と打ち合わせを行うこと。
- (3) 会場の準備は試合開始予定の90分前から行き、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。また、後片付けは、試合終了後速やかに行い30分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備及び後片付けは、7名以上で行うこと。
- (5) 会場準備及び後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - ①本部及び審判員テントの設営、机及び椅子の配置。
 - ②ピッチの作成、ゴールの設置、コーナーフラッグの設置、第4の審判員席の配置。
 - ③審判員用の飲料水及びタオル等の準備。
 - ④使用資器財の準備、撤収、試合会場内・外のごみ等の回収。

20 懲 罰

- (1) 警告・退場の処置
 - ア 警告は累積3で1試合の出場停止とし、その他の処置については、運営要項細則により処置する。
 - イ 裁定が必要な場合は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠り処置する。
- (2) 棄権チームの処置
 - ア 試合を棄権した場合は原則として除籍処分の上、次年度の参加を停止する。
 - イ 特別な事由により棄権となった場合、必要な調査の上、不可抗力と認定されれば再試合を認める。この際、再試合に懸かる会場準備・審判員の配置及び経費は当該チームの負担とする。
 - ウ 不戦勝となったチームに得点 5 及び勝点 3 を与える。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、原則として当該チームを除籍とし、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。

- (4) 試合中、またはその前後に悪質な言動があった場合、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (5) 大会期間中、またはその前後において、本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。

21 マッチコミッショナー

- (1) 各試合にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは、試合開始60分前にマッチミーティングを開催する。マッチミーティングにはマッチコミッショナー、会場運営責任者、審判員及び各チーム監督が出席すること。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催（試合中を含む）におけるトラブル等が発生した場合、道東ブロックリーグ運営委員会に対し、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

22 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務づける。ただし、やむを得ずベンチ入りできない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合事前に道東ブロック事務局に届け出て許可を受けなければ成らない。緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。尚、緊急の事態の経緯等を書面にて道東ブロック事務局宛へ提出すること。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、道東ブロック事務局に申し出し指示を受けること
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
- (4) 監督の代理をできる者は、事前に登録された役員8名以内の中から行うこと。
- (5) 上記(1)～(4)に違反した場合、次節の1試合を没収し、対戦相手チームに得点5・勝ち点3を与える。
- (6) 試合場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底する事。また傷害保険等の加入もチームの責任において行うこと。
- (7) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合には、本大会主管地区責任者、マッチコミッショナー・審判団において協議のうえ対処する。その場合、中断・中止・延期する事があるので留意のこと。

23 附 則

- (1) 本リーグの運営を円滑にするために次の委員会を置く。
道東ブロックリーグ運営委員会
- (2) 道東ブロックリーグ運営委員会規定は別に定める。

【本大会に関する問い合わせ先】

道東ブロックリーグ事務局長

〒080-0029

帯広市西19条南42丁目17番11号

流割克美

E-mail nagarewari@aroma.ocn.ne.jp

TEL/ (090)8277-8489

以 上